

令和8年8月23日

馬淵建設株式会社

代表取締役社長 馬淵 圭雄 殿

公開質問状（その４） ～建築営業部所属の課長の言動に対する質問～

（仮称）ガーラ・レジデンス洋光台計画
近隣住民まとめ役 ○○ ○○

前略 貴社、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴社が元請けとして施工する（仮称）ガーラ・レジデンス洋光台に係る説明・協議の過程において、貴社の建築営業部所属の担当課長（以下、「営業課長」と言う。）が発した言動等に対し、下記の公開質問を行う。馬淵社長自ら、その内容を調査・確認のうえ、令和8年9月3日までに書面にて回答されたい。（8/18の説明会は、事業者側の了解のうえ、ICレコーダー録音済み。本件はそれに基づく書簡である。）

記

【質問１】質問及び要請等は書面での提出を指示することについて

令和8年8月18日の朝に、営業課長から私宛にメールがあり、

- 今後の工事に関するご質問・ご要望等につきましては、先般お伝えしましたとおり、内容を正確に確認したうえで対応するため、原則として書面にてお知らせいただけますと幸いです。なお、メールの受信をもって内容を確認しないという趣旨ではございませんので、あらかじめご了承ください。

との送信文を頂戴した（原文ママ）。

私は、令和7年10月30日、営業課長ら3名と初めてお会いし、直接名刺を頂いた。その名刺に、メールアドレスの記載があったことから、それ以後、疑問点や要請事項がある時には、メールを通じ、連絡のやり取りを行っていたものである。

しかしながら、令和8年8月18日に、改めて、上記メールを頂戴した。近時、一般社会（企業活動）において、メールを用いて、双方で連絡調整を図ることは常態化している。それを態々、近隣住民には、書面作成及び郵送費用の負担を強いる「書面にてお知らせください」とするのか、その真意が理解できないものである。

なお、私のメール及びメール添付のPDFは、伝達すべき必要な項目は過不足なくすべて記されており、「内容を正確に確認する」必要が、一切ないことを申し添える。貴社の営業課長が、何故、メール若しくはメール添付のPDFに関して、印刷すれば書面となるものを否定するのか、その理由を明らかにされたい。

【質問2】社長名の要請文書の存否について

令和8年8月18日の説明会の席で、上記質問1に関連するやり取りの中で、営業課長は、「既に、社長名で、質問や要望は書面にして頂くことをお願いしています。」と答弁した。その際に、私から「そのような書面の心当たりはありませんが、それは何時の文書ですか？」と問い質すと、営業課長は「そこまでは覚えていません。」と返答した。

そこで、馬淵社長にお聞きする。「社長名で、住民に対し質問及び要望等を文書にてお願いした」旨を記載した書面の発出年月日と当該書面のコピーを提示されたい。

私の手元には、営業課長が主張する社長名の書面は、いくら探しても見当たらない。仮に、社長名の書簡が存在しなかった場合は、営業課長は、その場しのぎの回答をしたことになる。その場合、社員の虚偽答弁に対する馬淵社長の謝罪を併せて求める。

【質問3】住民間での、差別的な扱いは許されない

私以外の近隣住民らが、昨年11月以降、質問や要望等に関しメール及びショートメールにて営業課長と送信及び返信を複数回行っている事実がある。その際に、質問1記載の「ご質問及び要望等は書面にてお願いします。」と営業課長がメール内で近隣住民に要請をした事実は一切ない。

何故、私と他の近隣住民を区別した差別的な扱いを行うのか、その理由を馬淵社長が営業課長に問い質し、明らかにされたい。

【質問4】専門工事業者の住民への名刺交付・拒絶の指示について

令和8年8月18日の説明会の席で、説明会に同席したアスベスト除去専門工事業者の(株)創勝の責任者が自己紹介した際に、私が席を立ち、その責任者に名刺の交付を要請した。その際、営業課長が、「それは我々が、元請けでいますから」と意味不明な発言をし、名刺交付を拒絶するように創勝の責任者に指示した。

アスベスト除去工事に関し、専門的知識が無い馬淵建設が、何故、元請けがいるからとし、専門工事業者が住民に名刺交付をしないように指示したのか、その理由を明らかにされたい。

この様な説明会の場で、説明者に対し、後々の質問に備えて、住民が名刺を要請し、業者が名刺を交付することは、社会通念上、極々自然な行為であることからお聞きするものである。

以上

注) 本書簡は、個人情報保護をうえて、「青空を渡さない会」のホームページに掲載する。また、貴殿(貴社)からの本件に係る回答書についても同様な扱いとする。